

令和4年7月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和4年7月25日

令和4年7月総会議事録

開 会 期 日	令和4年7月25日 (月)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後2時18分	会長 (議長)	金子茂雄		
閉議及び宣言者	午後2時44分	会長 (議長)	金子茂雄		
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当 					

[開会の宣言] 午後2時18分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年7月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、8番・戸口英子委員、9番・中原哲彦委員を指名いたします。

お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

7月9日に「新規就農相談会」が開催され、県農林振興センター及び農協職員と共に新規就農相談員として出席しました。相談者は1組であり、農業経営について知っていただく良い機会になったのではないかと感じました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否についての資料番号 1 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否について。
令和 4 年 7 月 4 日受付。

資料番号 1、大字大橋 [REDACTED]、地目、畑、面積、671 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、69a、労働力、3。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、671 m²。

◎金子会長

この件につきまして、大橋地区担当の飯島農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎飯島委員

大橋地区担当の飯島です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、畑6,232㎡の所有農地があり、家族で露地野菜全般の農業経営を行っており、全ての土地が良好に管理されております。

譲渡人と譲受人は姉弟であり、今後は譲渡人に代わって譲受人が農地を耕作するため、所有権を移転する申請でございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は赤沼に住所を有し、自家消費用に露地野菜全般の農業経営を行っております。

申請地は譲渡人が売買で取得した土地ですが、管理が困難になったことから、今後は譲受人が取得し耕作をするものです。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

議案第1号は農地法第3条申請でございまして、農地を農地のまま所有権移転等を行う申請となります。

事業説明については飯島農業委員から、また畑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1段目の2枚でございます。

現在、耕作はされておりませんが、適正に管理されている状況で、本申請の許可後は譲受人が露地野菜の耕作をする計画となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和4年7月5日受付。

資料番号2、大字赤沼 []、地目、田、面積、1,507 m²。譲受人 []

[]。耕作地、500a、労働力、9。譲渡人 []

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、1,507 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、田・畑合わせて19,159㎡の所有自作地と、29,342㎡の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

譲受人は[]に住所を有し、自身が代表を務める法人では畜産業を営んでおります。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は養豚・養牛を中心とした畜産業を営んでおり、農地においては牧草を作付けしております。

申請地は畜舎とも近く、経営規模を拡大し、牧草の自給率を向上させるための申請でございます。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2段目の2枚でございます。

申請地の耕作状況につきましては、既に譲受人が利用権を設定し牧草を作付けしている状況となっております。本申請の許可後は所有権移転をして譲受人が引き続き耕作をする計画となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

[日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和4年6月28日受付。

資料番号3、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、258 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

。転用目的：駐車場。

面積合計、畑、258 m²。農地区分：農業振興地域外・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

この申請は、譲受人が土地所有者の譲渡人から土地を譲受け、駐車場敷地とするための農地転用申請でございます。

農地転用の許可基準、農地区分につきましては、農業振興地域外の第2種農地であり、駐車場への転用は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人は車椅子使用者であり、車の乗降時には広いスペースが必要となりますが、現在の駐車スペースが狭いため、自宅横に駐車場を設け、近隣の方の駐車場としても活用する計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

議案第3号は農地法第5条申請でございまして、農地を農地以外の目的にし、所有者を変更するための申請となります。

事業説明等については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真3段目の2枚でございます。

申請地には写真右側の左奥のとおり青い物置が設置されておりましたが、本申請に合わせ、物置を撤去し、是正がされている状況でございます。

農地区分については農業振興地域外の第2種農地でございますが、資料番号3の6ページ、7ページをご覧くださいと、申請地の■側が市街化区域となっており、市街化区域に隣接した農地でございます。

また、土地利用計画につきましては、2ページの土地選定理由書、11ページの土地利用計画図に記載の通りとなっております。

事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断されています。また事業の詳細は、土地利用計画書及び土地利用計画図から判断できます。

今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。以上補足説明とします。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和4年7月6日受付。

資料番号4、大字熊井[]、地目、畑、面積、205 m²。譲受人 []

。譲渡人

転用目的：専用住宅。

面積合計、畑、205 m²。農地区分：農業振興地域内・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、高野倉・下熊井地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

高野倉・下熊井地区担当の小鷹です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

この申請は、譲受人が土地所有者の譲渡人から土地の使用貸借権を設定し、専用住宅とするための農地転用申請でございます。

農地転用の許可基準、農地区分につきましては、第2種農地であり、住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第34条第11号区域内ですので、開発許可も問題ないと思われま

す。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、小鷹農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人は現在、借家に住んでおりますが、生活環境の変化に伴い、自己用住宅の建築を検討したところ、父親の土地である申請地を計画地とすることになりました。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明等については小鷹農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真4段目の2枚でございます。資料番号4の5ページに位置図がございますが、印刷が薄いため、資料の最後のページに地図を添付しておりますので併せてご確認くださいと思います。

申請地は■■■■交差点を■■■■方面へ進んだ、■■■■沿いの■■■■側に位置した第2種農地となっております。

申請地の農地の面積は205㎡で、隣接する宅地95.19㎡と合わせて300.19㎡で専用住宅を建築する計画となっております。

事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断できます。

また、事業計画の詳細の縦横断図面及び立面・平面図、土地利用計画図を始め、参考資料もすべて提出されております。

今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。以上補足説明とします。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第8、専決処分報告について]

◎金子会長

日程第5、専決処分の報告1件を議題といたします。

報告資料番号1の農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について。

令和4年7月4日受理。

報告資料番号1、大字赤沼[REDACTED]、地目、畑、面積、780㎡。賃借人 [REDACTED]

[REDACTED]。賃貸人 [REDACTED]

転用目的：合意解約。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

[閉会の宣告] 午後2時44分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。


よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和4年8月22日

会長 金子茂雄 

委員 戸口英子 

委員 中尔哲彦 